

葬祭費の支給申請がオンラインで出来ます

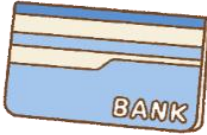
休日・時間外の申請や、遠方からの申請が来庁不要で可能です

国民健康保険に加入されている方が亡くなった場合、喪主様に対し、葬祭費用として5万円を支給しております。

田舎館村では、その葬祭費の支給申請の手続きが、喪主様のマイナンバーカードとマイナポータルを利用してオンラインで行うことが可能です。

休日・夜間でも申請ができるほか、遠方のご親族が喪主の場合、来庁や郵送が不要で手続きができますので、ぜひご活用ください。

必要 なもの

喪主様本人のマイナンバーカード  電子証明書が有効である必要があります。 数字4桁と英数字6～16桁のパスワードを使います。	会葬御礼や火葬の領収書など  お葬式や火葬を行ったことがわかる書類の 写真やスキャン画像をアプリ上で添付します。 田舎館村役場で死亡の届出を行った場合は、 窓口で葬祭の日程を確認済みなので不要です。
マイナンバーカードのICチップを読み取りできる スマートフォンまたはパソコン  機種が古いなど一部の場合、 読み取りができない場合があります。 パソコンで申請する場合も、 スマホでカードの読み取りができます。 (スマホを使わない場合、 別売のカードリーダー等が必要です。)	振込先の口座情報がわかるもの  画面上で口座番号等を入力します。 マイナポータルで事前に登録している公金受取口座を利用する場合は 省略できます。

申請 方法

うら面を御確認ください。
喪主様本人のマイナンバーカードとマイナポータルアプリを利用します。

支給 について

申請から2週間～1か月ほどで審査決定し、口座振込します。
事前にメールで振込日などを記載した決定通知書をお送りします。

その 他

【国保の保険給付に係る相続財産の「受領申立」について】

生前に受け取っていない保険給付がある場合、それは相続財産となります。
相続人の中から代表者1名を選んでいただき、その方が受領申立人として申立することで、その給付を申立人が代表して受け取ることができるようになります。
喪主様が相続人の場合で、受領申立人となる場合は、この手続きで葬祭費と一緒に申立を行うことができます。

以下を参考にお手続きください。(スマホの場合。パソコンもほぼ同様です。)

①事前準備

スマホにマイナポータルアプリをダウンロード



アプリストアに
リンクします。

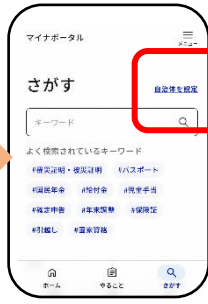
パソコンで申請する場合も、スマートフォンのマイナポータルアプリを使ってマイナンバーカードの読み取りが可能なので、スマートフォンのマイナポータルアプリのダウンロードをお勧めします。

パソコンで申請する場合で、スマホアプリを使用しない場合は、別売のICカードリーダー、公的個人認証の利用者ソフトのインストール、ウェブブラウザの拡張機能の追加が必要です。詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト (<https://www.jpki.go.jp>) を御覧ください。

②アプリを開き、
マイナンバーカードを読み込み
マイナポータルにログインし
「さがす」をタップ



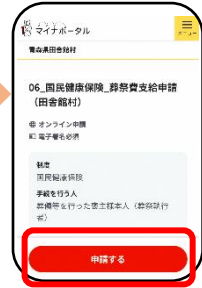
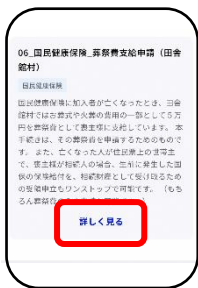
③自治体の設定がされていなければ
「青森県・田舎館村」に設定



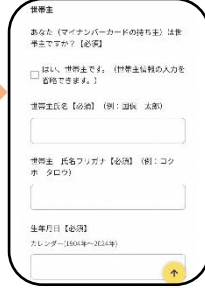
④画面を下にスクロールし、
「国民健康保険」を選択



⑤画面をスクロールし、
「国民健康保険_葬祭費支給申請（田舎館村）」
の「詳しく見る」⇒「申請する」



⑥画面に沿って必要事項を入力や
マイナンバーカードの読み取りを行う



数字4桁の暗証番号

⑦「ファイルを追加」
⇒会葬御礼などを添付し、
「次へすすむ」



⑧最後にもう一度
カードを読み取って
電子署名し、完了



英数字6～16桁の暗証番号

完了

審査の後、口座振込します。

申請から2週間から1か月程度かかりますのでお待ちください。

田舎館村役場で死亡の届出を行った場合は、窓口で葬祭の日程を確認済みなので添付を省略できます。

省略する場合は何もせず「次へすすむ」